

川西市公民館登録グループに関する要項

〔目 的〕

第1条 この要項は、川西市公民館条例及び川西市公民館条例施行規則に基づき、川西市公民館にグループ登録するために必要な事項と公民館登録グループの自主的で健全な活動を促進するために必要な事項を定める。

〔登録グループの定義〕

第2条 公民館登録グループとは、社会教育活動の一環として川西市公民館（以下公民館という。）を定期的に使用するために各公民館に登録した団体をいう。

グループ登録に関する事項

〔登録の手続〕

第3条 公民館に登録しようとするグループは、公民館グループ登録申請書に必要事項を記入のうえ、会則・会員名簿・実績報告書等を添えて公民館長へ提出すること。

2 公民館長は、登録を承認したときは、該当グループに対して公民館グループ登録承認書を交付する。

3 ただし、登録できる公民館は1館とする。

〔登録の資格〕

第4条 公民館登録グループ（以下「登録グループ」という。）の資格は、次に掲げるとおりとする。

（1）活動目的が、社会教育活動の一環として認められること。

（2）活動目的、組織運営、会費などについて定めた会則があること。

（3）会員の加入又は脱会は自由とし、常に公平かつ平等の民主的運営が行なわれていること。

（4）原則として5人以上で構成し、かつ、その過半数が市内に在住又は在勤していること。

（5）公民館を使用するときは、概ね5人以上で活動できること。

〔登録の更新〕

第5条 登録グループは、毎年1月中に更新するものとする。

2 第3条の規定は、登録の更新の手続について準用する。

〔登録事項の変更及び解散の届〕

第6条 登録グループは、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、速やかにその旨を公民館長に届け出ること。

（1）登録事項を変更したとき。

（2）第4条に規定する登録資格を欠くに至ったとき。

（3）グループを解散したとき。

〔登録の取り消し〕

第7条 公民館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録グループを取り消すことがある。

- (1) 虚偽の登録申請をしていたことが判明したとき。
- (2) 第4条に規定する登録資格を欠くに至ったと認められるとき。
- (3) 社会教育法第23条に規定する公民館の運営方針に反する活動を行ったと認められるとき。
- (4) 登録グループの解散届があったとき。

登録グループの活動に関する事項

〔活動目的〕

第8条 登録グループの活動目的は、免許や資格などの取得のためでなく、次に掲げる事項に留意して、それぞれの登録グループの活動を通じて仲間づくりや習得した知識・技術を地域社会に還元することとする。

- (1) 運営については、会員の総意により決定すること。
- (2) 会員相互の自主学習を基本とすること。
- (3) 地域社会の発展に寄与することを目指すこと。

〔代表者〕

第9条 登録グループの代表者は、会員の総意により選出すること。

- 2 代表者は、登録グループ運営を円満に進めるよう努力すること。
- 3 代表者は、指導者（講師）や公民館とよく話し合い、登録グループの健全育成に努めること。
- 4 代表者は、原則として市内在住者とすること。
- 5 代表者は、公民館の主催する研修会に出席し、研鑽すること。

〔指導者〕

第10条 グループの指導者（講師）は、会員の総意により選定すること。

- 2 指導者には、会員の相互学習の援助者として活動できる者を選定すること。
- 3 指導者は、グループ代表を兼務しないこと。
- 4 指導者は、公民館の主催する講習会などに参加して、社会教育に関する認識を深めるよう努力すること。

〔謝礼金・材料費・会費・入会金〕

第11条 指導者への謝礼金、入会金、会費、材料費等は、公民館の指導する範囲内において、可能な限り低額とする。

- 2 謝礼金以外に、交通費・中元・歳暮等の名目で指導者に謝礼を渡さないこと。

〔グループ協議会〕

第12条 登録グループは、登録グループ相互の交流と健全育成のために、各公民館において公民館グループ協議会を結成することができる。

- 2 公民館グループ協議会は、自主的な活動のもと、グループ相互の情報交換や親睦

を図り、公民館と協力して市民のための学習、文化及び社会教育の発展に努力するものとする。

3 公民館は、公民館グループ協議会の活動に対して必要な援助を行う。

〔グループに対する公民館の援助〕

第13条 公民館は、登録グループが定例的に館を使用できるよう配慮する。

2 講演会や講習会・研修会などを開催（共催）する。

3 共通備品などの条件整備やその他グループの健全育成に必要な援助を予算の範囲内で行う。

グループの定期利用に関する事項

〔使用区分〕

第14条 使用区分は、毎正時から50分を1区分とし、連続して使用することができる。ただし、1回の連続使用は、4区分以内とする。また、登録グループの定期利用は、月に8区分を超えないものとする。

2 使用許可区分を超過して使用するときは、使用申請の手続を行うこと。ただし、超過して使用できる区分は、他の使用がない場合に限るものとする。

〔使用回数〕

第15条 使用回数は、月2回までとする。

2 2室又は1回に5区分以上使用する場合は、2回とみなす。

3 第1項の回数を超えて使用しようとする場合は、使用月の前月の1日から公民館長と協議するものとする。

4 登録グループが不定期に使用する場合は、前3項を遵守すること。

〔使用申請〕

第16条 使用申請の受付は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分までとする。ただし、祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く。

2 あらかじめ許可された定期利用の部屋について、登録グループが優先して申請できる期間は、使用月の2箇月前の初日から14日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌日以降の開館日）までとする。

3 展示会、発表会、講演会等を実施しようとするときは、使用申請時に公民館使用計画書を添付すること。

4 登録グループが登録した公民館以外の公民館を使用する場合は、使用申請前に使用しようとする公民館長と協議するものとする。

〔使用料の納付〕

第17条 使用を許可された場合は、使用料を前納しなければならない。

2 使用料は、公民館の窓口、または公民館が発行する納付書により市指定金融機関等で納付するものとする。

3 市指定金融機関等で納付する場合は、納付書の交付日から7日以内に納付するものとする。

- 4 使用日前14日以降に使用申請をした場合は、窓口で納付するものとする。
- 5 使用許可区分を超過して使用する場合、超過する区分の使用料は、速やかに窓口で納付しなければならない。

〔使用の取消し〕

第18条 使用者が使用を取り消そうとするときは、速やかに許可書を添えて、川西市公民館使用取消届を公民館に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の届があったときは、その理由の内容を精査し、使用施設の使用に支障がないときは、川西市公民館使用取消承認書を使用者に交付する。

〔使用許可の取消し〕

第19条 公民館長は、次のいずれかの号に該当する場合に、使用者と協議のうえ、使用許可の変更または取消しをすることがある。

- (1) やむを得ず、公民館事業、定期清掃、工事などと重なったとき。
- (2) 遵守事項が守られないなど、公民館長がその必要性を認めたとき。

- 2 委員会は、使用条件の変更、使用の停止及び許可の取消しによって使用者に損害を生ずることがあってもその責を負わない。

〔使用許可書の提示〕

第20条 使用者は、公民館の使用に際し許可書を館長に提示し、使用方法、その他必要事項について指示を受けなければならない。

〔使用料の還付〕

第21条 使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。この場合において、還付する使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 全額還付する場合

- ア 使用者の責めによらない理由によって公民館を使用することができないとき。
- イ 使用の取消し又は変更を申し出て、委員会が相当の理由があると認めたとき。
- ウ 使用日前1箇月までに使用の取消しを申し出たとき。

- (2) 5割を還付する場合

- ア 使用日前7日までに使用の取消しを申し出たとき。
- 2 還付申請の受付は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分までとする。ただし、祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く。
- 3 第1項に規定する使用日前1箇月又は使用日前7日が、市の休日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日）に当たるときは、市の休日の翌日をその期限とみなす。
- 4 使用料の還付がある場合は、指定された市指定の金融機関の口座へ振り込むものとする。
- 5 第1項の全額還付を行う場合で、委員会が相当の理由があると認めたときとは、登録グループが解散したとき及び災害等により使用料を還付するときをいう。

[遵守事項]

第22条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (2) 部屋の定員、許可された使用時間を厳守すること。
- (3) 館内を汚さないこと。ゴミは持ち帰ること。
- (4) 施設や備品は大切に扱い、後始末をきちんとすること。
- (5) 他人に迷惑をかけないこと。
- (6) 使用後は、窓の施錠、照明の消灯、火気の点検等を行うこと。

2 使用者は、その他公民館の定める遵守事項を守ること。

付則 この要項は昭和58年4月1日より効力を発する。

付則 この要項の一部改正は昭和59年3月1日より効力を発する。

付則 この要項の一部改正は昭和62年4月1日より効力を発する。

付則 この要項の一部改正は平成5年3月1日より効力を発する。

付則 この要項の一部改正は平成10年4月1日より効力を発する。

付則 この要項の一部改正は平成15年2月1日より効力を発する。

付則 この要項の一部改正は平成21年4月1日より効力を発する。

付則 この要項の一部改正は平成22年4月1日より効力を発する。

付則 この要項の一部改正は平成30年9月1日より効力を発する。